

議案第3号

高根沢町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

高根沢町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を、次のように定める。

令和8年1月22日

高根沢町長 神林秀治

高根沢町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

1 概要

人事院勧告を踏まえた関係法律の一部改正に準じ、所要の改正をするものです。

2 改正内容

(1) 町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合を 0.05 月分引き上げます。【第1条】

(2) 6月と12月に支給する町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合を平準化します。【第2条】

〈参考〉 期末手当の支給割合

	6月	12月	合計
改正前	172.5/100	172.5/100	345/100
第1条による改正後 (令和7年12月1日から適用)	172.5/100	177.5/100	350/100
第2条による改正後 (令和8年4月1日から適用)	175/100	175/100	350/100

3 施行日

(1) 第1条の規定は公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用します。

(2) 第2条の規定は令和8年4月1日から施行します。

高根沢町条例第　　号

高根沢町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

(高根沢町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 高根沢町長等の給与及び旅費に関する条例（昭和43年高根沢町条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第4条</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した町長等にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において町長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の177.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した町長等にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において町長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 高根沢町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第4条</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した町長等に</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した町長等に</p>

あつては、退職し、又は死亡した日現在)において町長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額に100分の175を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

あつては、退職し、又は死亡した日現在)において町長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額に100分の177.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の高根沢町長等の給与及び旅費に関する条例（次条において「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(期末手当の内扱)

第2条 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の高根沢町長等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内扱とみなす。